

## 第2号議案 定款の改正について

### (提案理由)

本年4月から公益法人認定法が改正され、外部理事・外部監事の設置などが義務付けられました。これに伴い、当会定款についても必要な改正を行うものです。

(1) 第22条については、

外部役員、理事1名・監事1名の設置が義務付けられましたので、役員定数の増員を図るものです。なお、理事については、今後の業務増を備えて更に1名増、計2名の増員としました。

(2) 第23条について、

① 第1項については、これまで役員は正会員に限っていましたが、外部役員の新設により「本会正会員の中から」（選任する。）を削除しました。

② そのほか、

- ・理事と監事とは、配偶者や三親等以内の親族などの「特別利害関係」を有してはならない。
- ・理事及び監事の1名以上は、会員や当会の理事又は従業員の経験者であってはならないなど、公益法人認定法の改正に合わせて、定款の規定を改正するものです。

(3) 第28条の2の規定の新設については、

一般法人法で認められている「役員の損害賠償責任の限定」に関して、これまで未整備でしたが、外部理事・外部監事の導入に伴い、他の公益法人の例により新たに設けるものです。善意でかつ重大な過失がない場合は、役員報酬の範囲内に限定し、責任を負うというものです。

第2項は、外部理事などは任用時に、この限定責任の契約を結ぶことができる、という法に基づく規定です。

なお、ただし書き「金1万円以上」の金額は、(公社)日本柔道整復師会の例になりました。